

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2021年11月19日
東村山議長 あて

議席番号 11番
質問者 山口 みよ

記

一 生活保護制度を利用しやすくするために

- ① 1. 2020年・2021年の4月から10月までの各月ごとの生活保護申請件数をうかがう。
2. 各年の高齢者世帯数と失業者を含むその他の世帯数の割合をうかがう。
- ② 生活保護のしおりの見直しを
 1. 誰でも読めるように漢字にルビを振っているところが増えているがどのように考えるかがうかがう。
外国人向けに、それぞれの母国語が用意されているのかうかがう。
 2. 生活保護は権利であることをふまえて「受給者」ではなく「利用者」へ表現を変えるべきと思うが見解をうかがう。
 3. 生活保護制度の法的位置づけをはっきりと表示するべきと考える。
憲法25条の生存権保障に基づく制度であり、単なる「最低限度の生活」を保障するのではなく「健康で文化的な生活」を保障するものである。
 4. 結果通知は申請後14日以内であることを記載していない理由をうかがう。
 5. 要保護世帯向け不動産担保生活資金の2020年・2021年それぞれの申請件数と利用件数また現時点の利用件数をうかがう。
 6. 資産活用の中で学資保険は認められていないかがうかがう。
 7. 扶養義務について2021年3月30日付で厚労省は「生活保護問答集についての一部改正」を事務連絡で出しているが、どのように反映させているのかうかがう。扶養紹介にあたって要保護者の意向を尊重すべきという内容の規定が追加されたが、「生活保護のしおり」の文言からは読み取れない。
 8. 医療機関にかかるときの移送費支給についての表現は改善すべきではないか。対策をうかがう。
最初に太字で「大きく原則として住んでいるところから近い病院に受診

してください」

次に普通の太さで「やむを得ない時には遠方の病院を受信することができます」

最後に囲いの中に小さい文字で「交通費がかかる場合は事前申請が必要と認められれば受給することができます」となっている。

- 9 「生活保護のしおり」全体に感じることは義務を強調し、権利を小さくしているため生活保護を利用することを委縮させるような気持ちにさせている。生活保護の目的は経済的な自立だけではなく日常的な自立、社会生活自立を手助けするものではないか。生活困窮者の最後の砦として温かく受け入れ、安心できる制度にしなければならないと考えるが如何か。

二 コロナ対策

インフルエンザと2022年1月から2月にコロナ感染の第6波が予想されている。ワクチン接種だけでは安心できないという。第5波の時のような発熱しても診てもらえない、コロナに感染しても入院先がなく自宅療養で亡くなるなどという恐怖をもう味わいたくない。感染が下火になっている今から行政としてできる準備をする必要があると考え質問する。

① 検査の拡充を

1. これまで、市内の発熱外来を増やすためにどのような働きかけをしてきたかがう。
2. 市内で発熱外来をしている事業者数と患者受け入れ者数は1日平均何人かがう。
3. 土・日・祝日発熱外来をしている事業者数と受け入れ患者数は何人かがう。
4. PCR検査センターの利用数が少ない理由は何かがう。
5. PCR検査センターは医師の紹介状なしでも行政検査として、検査を受けられるよう改善できないかがう。医師会などと検討をしたことはあるかがう。
6. 無症状感染者が増えているといわれている。このような状況の中、一人感染者が出たら、クラスター防止のためにも、同じ空間にいた人は広く行政検査をすることが必要だと考えるがいかがか。

② 自宅療養者への支援継続を

1. 今後も継続するのかがう。
2. 支援の内容についてどのような意見・感想があったかがう。
3. 改善することを検討しているのかがう。

③ ワクチン接種について

1. 外国の方で日本語がよく理解できない方への周知方法はどのようにしているかがう。
2. 住民票を持たない方への周知方法はどのようにしているかがう。